

第9回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月23日(月)午前9時00分から午前11時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第10号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第11号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議 第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について

第10 議 第54号 農用地利用集積に対する決定について

第11 議 第55号 農用地利用集積に対する決定について(農地中間管理事業)

第12 議 第56号 農地の権利移動取得後における下限面積基準の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第9回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。7番舩山マサエ委員、8番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第10号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第10号、平成29年10月3日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。9月申し出件数1件、田8,125㎡。利用権の設定。9月再設定件数3件、田8,394㎡。利用権設定合計3件、田8,394㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第11号人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。報告第11号人・農地プラン検討会の結果報告について。

(人・農地プラン検討会の結果報告についてを朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第50号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

6ページをご覧ください。議第50号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は10件です。

(議第50号1番から10番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

9ページをご覧ください。議第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第51号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、10月17日に荒井推進委員が現地確認をしました。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10アール当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号2番について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号2番について、10月19日に伊藤推進委員が現地確認をしました。賃借人は農地中間管理機構へ貸付予定であり、地元中郡時田地区の農地だけでなく、堀金地区の農地も全て貸し付け離農するものです。賃借人は新たな農地所有適格法人ですが、意欲的に農業経営を行っており、今回の申請は経営規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10アール当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

10ページをご覧ください。議第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第52号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について本職より報告いたします。

議席10番 大沼藤一

番号1番について、10月22日に牛谷推進委員が現地確認をしました。今回の申請は経営移譲年金受給継続、譲受です。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

12ページをご覧ください。議第53号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第53号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年9月1日で完

了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第1種農地と判断されます。内容は国道287号の道路用地の土地収用により住宅の移転を余儀なくされ、自己所有農地に住宅を建設するものです。所在は、川西町大字上小松下萩野地内です。資料3ページの案内図に申請地が図示されております。資金につきましては、補償費調書で確認しております。転用面積は、申請人は農業を営んでいるため906㎡は妥当です。雨水については、地下浸透です。許可基準は住宅接続に該当します。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、平成29年10月17日新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。国道287号の道路用地の土地収用により住宅の移転を余儀なくされての農地転用です。現在地より東に移転するほうが集落と接続することになりますが、水道管が埋設されていない、土地取得の同意が得られないなどの理由から申請に至ったようです。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第54号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

議長 大沼藤一

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号7451番は議席1番

高橋睦子委員の家族に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、家族に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席番号1番高橋睦子委員については、家族に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

始めに整理番号7451番について審議を行うので、議席1番高橋睦子委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第54号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

13ページです。(議第54号本文及び整理番号7451番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

高橋睦子委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました整理番号7451番を除き、整理番号7446番から7452番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7451番を除く、整理番号7446番から7452番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

事務局の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

議席2番 鈴木秀男委員

整理番号7447の売買の対価について、筆毎に差があるのはどうしてか。

議長 大沼藤一

それでは、地区の委員であります新野勝廣委員より説明願います。

議席4番 新野勝廣委員

土地の形状、耕作条件により金額が異なっております。字熊野堂1555については、面積はありますが、開田であり、水の便が悪く、水稻の作付けが難しい場所でありますので妥当な金額だと思います。

議長 大沼藤一

他にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7451番を除き、整理番号7446番から7452番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第55号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。農地中間管理事業に関する審議については、地区ごとに行うことを慣例としておりますので、始めに小松地区の審議に入ります。整理番号7453番について、事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第55号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

17ページです。(議第55号本文及び整理番号7453番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7453番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に大塚地区の審議に入ります。整理番号7454番から7457番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7454番から7457番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7454番から7457番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に犬川地区の審議に入ります。整理番号7458番から7461番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7458番から7461番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7458番から7461番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に中郡地区の審議に入ります。整理番号7462番から7468番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7462番から7468番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7462番から7468番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に玉庭地区の審議に入ります。整理番号7469番から7472番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7469番から7472番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7469番から7472番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に吉島地区の審議に入ります。整理番号7473番から7481番までについて事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

(整理番号7473番から7482番までについて説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7473番から7482番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第56号農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

31ページをご覧ください。議第56号農地の権利取得後における下限面積基準の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を従来と同じ50アールにしたいので審議を求めます。
(議第56号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

2番 鈴木秀男委員

この案件は農業委員会で事前に諮った内容ですか。

事務局長補佐 佐藤紀子

本内容につきましては、事前に運営委員会でご協議いただき、先月の全員協議会で諮っていただき上程したものです。

議長 大沼藤一

お諮りいたします。本件について本町全域の下限面積を従来と同じ50アールとすることに賛

成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件について本町全域の下限面積を従来と同じ50アールとすることに決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第9回川西町農業委員会総会を閉会いたします。